

報告第3号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

令和6年5月24日提出

三田市長 田村克也

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

三田市長 田村克也

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 35 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 39 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項を削る。

付則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を付則第 2 項とする。

付則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を付則第 3 項とする。

付則第 5 項を付則第 4 項とする。

付則第 6 項の前の見出しを削り、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

付則第 7 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を付則第 6 項とする。

付則第 8 項中「付則第 6 項」を「付則第 5 項」に、「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を付則第 7 項とする。

付則第 9 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「付則第 6 項」を「付則第 5 項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 10 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「付則第 6 項」を「付則第 5 項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 11 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を

付則第10項とする。

付則第12項の前の見出しを削り、同項を付則第11項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

付則第13項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第12項とする。

付則第14項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第15項を付則第14項とする。

付則第16項中「付則第6項及び第8項」を「付則第5項及び第7項」に、「付則第6項及び第9項」を「付則第5項及び第8項」に、「付則第6項、第7項、第9項及び第10項」を「付則第6項、第8項及び第9項」に、「付則第11項」を「付則第10項」に、「付則第12項から第14項」を「付則第11項から第13項」に、「付則第13項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第18項を付則第17項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。